

JR連合 政策News

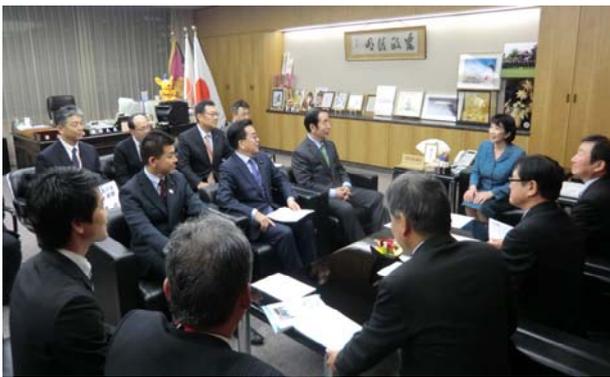
第282号

2016年11月22日

2017 税制改正に向け、高市総務大臣へ要請行動！



54の地方議会における「意見書採択」状況を伝えるとともに、64,583筆に及ぶ組合員・家族の「署名」を届け、働く者の想いを伝える！～



財務大臣要請行動（11月16日）に続いて、21日、高市早苗総務大臣に対する要請行動を実施した。今回は、税制の中でもとりわけ総務省が所管する、JR北海道・JR四国・JR貨物に対する税制特例措置（二島特例・承継特例）や、鉄道事業者に共通の旅客新車特例等の適用期限延長を主眼に置いたものである。今回の要請には、JR連合執行部及びJR各単組代表者が臨むとともに、ご多忙な中でもJR連合国会議員懇談会（以下、「議員懇」）より、高木義明会長（衆議院議員）、伴野豊副会長（衆議院議員）、小川淳也事務局長（衆議院議員）、泉健太幹事（衆議院議員）が同行した。

議員懇の小川事務局長の司会進行のもと、冒頭、**議員懇の高木会長**より、とりわけJR北海道・JR四国・JR貨物の経営の厳しさ、JR労使の頑張りや取り巻く環境の深刻さ、そして各社の経営を支える税制特例措置の必要性等を訴えた。そして、**JR連合の松岡会長**からは、要請内容の全体像を説明するとともに、国鉄改革より30年を経た現在、依然として現行の税制特例措置がJR二島会社・JR貨物の経営の生命線であること、安全を基軸とした労使の努力、経営支援措置の継続を要請した。

続いて**貨物鉄産労の山崎副委員長**からは、経営自立計画の達成に向けた労使の取り組みや熊本地震や台風等による被害の大きさ、一日でも支援措置に頼らぬ会社を目指しているが税制支援措置がまだ必要なことを訴えた。**JR連合の中濱副会長**（JR四国労組執行委員長）からは、現行の税制特例措置が経営を支える効果の大きさや、大きな収益の柱が無い中で労使の努力の積み重ね、今後も鉄道網を維持していくためにも支援の継続を要請した。最後に**JR北労組の昆書記長**からは、JR北海道における「鉄道事業見直し」等にも触れ、税制特例措置の必要性の大きさ、自立経営に向けた努力の継続、地方議会における意見書採択数等を伝えつつ、要請を締めくくった。

これに対し、**高市総務大臣**からは、要請内容について国土交通省からも要望を受けていることに触れつつ、人流・物流ともに多くの課題があること、そのために税制面を含む支援が必要であることに理解を示す応答があった。



JR連合は「働く者」の立場から、税制改正要望実現に向けて総力を傾注する！

※【別紙】総務大臣への要請内容（要請書）

総務大臣 高市 早苗 殿

日本鉄道労働組合連合会（J R 連 合）
会 長 松 岡 裕 次

J R 連 合 国 会 議 員 懇 談 会
会 長 高 木 義 明（衆議院議員）

J R 二 島 会 社 ・ J R 貨 物 を は じ め と す る J R に 係 る 税 制 特 例 措 置 の 延 長 等 を 求 め る 要 請

政府の重責を担う、貴職の御奮闘に敬意を表します。また日頃より、J R 連合の運動に御支援賜り、感謝申し上げます。

1987 年の国鉄改革と J R 発足から間もなく 30 年を迎えます。J R はこの間、鉄道の再生と発展を図るべく地域に密着し、地域に愛される鉄道を指向しつつ、労使をあげて取り組んできました。J R はこれからも「安全」を基軸として、日本の経済・社会を支える基幹インフラとしての役割をより一層強く発揮し続けなくてはならないと考えています。

J R 発足時、厳しい経営環境下にある J R 三島・貨物会社には、経営安定基金や税制等の支援策が講じられ、その後継続して支援を受けながら経営努力を重ねてきました。本年 10 月、J R 九州は株式上場・完全民営化を果たすことができましたが、経営基盤がより脆弱な J R 北海道・J R 四国及び J R 貨物については、経営自立計画の達成を目指し努力を重ねているものの依然として厳しい経営状況が続いています。加えて、J R をはじめとする公共交通を取り巻く状況は、高齢化と人口減少や、多頻度化・大規模化する自然災害の猛威による鉄道被災、鉄道構造物の著しい老朽化など、様々な重要課題と変化にさらされ、一層深刻化しています。

こうした中、2017 年 3 月末には、J R 北海道・J R 四国・J R 貨物の経営の‘生命線’とも言える固定資産税等の減免をはじめとする税制特例措置および鉄道事業者に共通の複数の重要な税制特例措置も適用期限切れを迎えます。J R 各社が引き続き鉄道の再生と発展に向け、そして今後も日本の基幹インフラとしての使命を果たし続けていくためには、上述の公的な経営支援策の継続が絶対的に必要不可欠です。

以上の観点に立ち、2017 年度税制改正において下記内容の支援を要望します。

記

1. 「J R 北海道・J R 四国の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置（二島特例）」、及び「J R 北海道・J R 四国及び J R 貨物が国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置（承継特例）」の恒久化を要望します。
2. J R 貨物に対する「長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置（機関車の買換特例）」の適用期限延長を要望します。
3. 「低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置」、「より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置（石油石炭税の重課分の還付措置）」、及び「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置」の適用期限延長を要望します。
4. 「自然災害により発生する鉄道被災からの復旧」、「行政による治山・治水対策と鉄道防災・予防保全」、及び「老朽化した鉄道在来線の構造物の大規模改修」に係る支援スキームの拡充・強化を要望します。

以上